

而御誕生、則同所にて御逝去。内膳儀當寺檀那故、以此緣
御遺骸當寺へ御移被成候。以上。

正徳三年三月

高 巖 寺

右は、舊藩五世參議中將綱紀卿より尋ねさせらるにより、
金澤寺社奉行まで書出したる扣なりといへり。

○一柳監物直興靈堂

昔は高巖寺本堂脇に靈堂ありしかど、後破損して取毀ち、
今は惣位牌所にその位牌を置きたり。藩翰譜に云ふ。一柳
監物直興は、一柳丹後守直重の長男にて、伊豫國新居郡西
條の城主にて、父の遺領三萬石の内二萬五千石を領し、舍
弟半彌直照に五千石を分つ。直興後に罪蒙りて、寛文五年
七月廿九日加賀國へ流され、加賀守綱紀卿に預けられて家
絶えたり。とあり。さて此の時加州家より守護し來り、金
澤木新保に百間四方の居所を構へ、爰に入置かれ、禁錮せ
らるゝ事凡二十二年。貞享三年六月廿六日加州領内徘徊の
議、幕府より免ぜられ、元祿十五年八月三日曉七十九歳に
て卒す。翌四日見届の上、遺骸を塩詰となし、幕府へ伺之
上、埋葬の式ありたりとぞ。一柳家の菩提所は、臨濟宗金

池院なり。高巖寺は則ち臨濟宗、殊に延寶五年折違町火災
の節、監物殿高巖寺へ立退かれ、其の頃住職普門和尚と契
約の次第も有之に付き、旁八月廿六日高巖寺に於て葬禮を
營み、野田山へ埋葬す。同月廿九日晦日の兩日法會執行。
綱紀卿より使者を以て香典銀二百兩を供へられ、且葬送并
法會諸入費共悉く賜はりたり。其の巨細は木新保の條に載
せたり。同年九月監物殿召連れられし家士高嶺十郎左衛門
以下四人、情願に依つて前田家へ召抱えられ、各家祿を賜
はりたり。依つて高嶺等の四士皆高巖寺の檀那と成り、故
主一柳殿の位牌を守護し、年忌の法會執行方などの事も主
宰なしけりと。左の草案、寺中に存在せり。

覺

一、法事料

竹越江守殿御母儀 春臺院殿

一、白銀三枚

一、金子二百疋

一、金子八 疋

故監物殿甥 一柳主稅

右來月三日一柳故監物殿十七回忌に付、江戸より高嶺源太
左衛門方迄被指越候由に而、源太左衛門病氣故以使者爲
持被越候に付、來月二三日法事執行仕筈に御座候。依之

御案内申上候。以上。

七月廿七日

高 巖 寺

永原 左京殿

菊池 大學殿

伊藤 内膳殿

右は享保三年戊戌金澤寺社奉行所への上申書也。さて其の
後靈堂も破損し、修繕方も等閑にて、終に取毀ちたりけん。
寛政年間一柳の末家なりし家士某金澤へ來り、高巖寺に尋
ね行き、故監物殿の位牌を拜しけるが、其の頃既に靈堂も
無之、監物殿の位牌を高嶺等が位牌と一集に惣位牌所に混
じあるを見て甚だ歎息し、さて〳〵高嶺等の人々は故君の
恩を知らざる者共哉。今度彼等子孫の者共を尋ね度しと存
する處、右やうなる心中の者共ならば尋ぬるに不及とて、
直に歸邑せりと、彼の寺僧の語れりと湯淺祇庸いへり。

○密巖前橋

高巖寺の門前なる倉月用水川に架けたる橋也。咄隨筆に、
村井主膳家士笠松惣左衛門、若き時は源八と稱し、織田小
八郎に奉公せしが、或時小八郎高巖寺前の橋の上より川中

へ落馬せられたりしが、源八續きて飛込み引あげり。自
餘の供人はいかゞありけん。源八に薄柿小紋に瓜の紋所な
る禮服を褒美に賜ふ。といふ事見ねたり。

○田中式如舊邸

享保九年の土帳に、三百石神道者田中左源太居邸光岸前。
とあり。その邸地は今詳かならずといへども、密巖前高巖
寺の近所なりといへり。

○田中式如傳

田中氏系圖に云ふ。本姓橋。諸兄公末葉、世々近江國高嶋
郡田中村居住。依之號田中氏。始祖田中伯耆守采弘男久兵
衛吉政。奉仕于信長。公賜三千石。後追々加恩。領三萬石。
叙任從五位下兵部少輔。江州甲賀郡八幡山城主也。後領執
後一國。久留米在城。長男民部少輔長顯有故父子不和。不
繼家督爲處士。於京都卒。長顯孫田中壽庵宗顯。其子宗二
以處士終。宗二長男宗得號一閑。初仕于信州高遠之領主鳥
居左京亮忠常。鳥居家沒落。流浪住于江戸。寛文六年五月。
奉仕于綱紀卿。元祿十三年十二月廿五日没。七十六歳。式如
初式昭。號左源太。實阿波德嶋之處士眞塩元東男。初稱松